

福井市告示第 7 6 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成 1 9 年 6 月 1 5 日から同月 2 8 日まで福井市下水道部下水管理課において一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 6 月 1 5 日

福井市長 坂 川 優

1 供用及び下水の処理を開始すべき日

平成 1 9 年 6 月 2 9 日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域（供用を開始しようとする排水施設の位置を兼ねる。）

(1) 単独公共下水道日野川処理区（合流）

町 名	地 番
文京 4 丁目	2703-1、2703-3 から 2703-5 まで、2703-7、2703-10 から 2703-12 まで、2703-16 から 2703-19 まで、2705-2 から 2705-4 まで及び 2706 から 2708 まで
四ツ井 1 丁目	202 から 204 まで、901 から 914 まで及び 1001 から 1005 まで

(2) 単独公共下水道日野川処理区（分流）

町 名	地 番
板垣 1 丁目	705-1 から 705-43 まで及び 715-1 から 715-4 まで
板垣 3 丁目	514 から 519 まで、908 から 911 まで、1601、1711-1、1711-2、1801 から 1809 まで、1820 及び 1821

市場周辺土地 区画整理 馬垣町	15 街区 3-1 から 6 まで、16 街区 1 から 3 まで、16 街区 4-2、16 街区 5、16 街区 6-3、16 街区 7 及び 16 街区 8 1 字 701-1 から 702 まで、1 字 706 から 708 まで、1 字 712、1 字 715 及び 1 字 718 から 732-2 まで
北今泉町	5 字 2-4 から 2-14 まで及び 5 字 6-1 から 6-5 まで
木田 3 丁目	1205、1206、1208 から 1216 まで、1301 から 1308 まで、 1311 から 1313 まで、1501-1 から 1503-2 まで、1508-1、 1508-2、1605、1606、1607-2 から 1612 まで、1701 から 1706 まで、2704 から 2714 まで、2801、2802、2804 か ら 2808 まで、2811 から 2816 まで、2901 から 2904 まで 及び 2913
狐橋 1 丁目	610、901 及び 902
久喜津町	33 字 7-4、34 字 1-1 及び 34 字 1-2
河増町	20 字 35-1、20 字 40、20 字 46 から 49-1 まで、20 字 50-1 から 51-2 まで、20 字 57、20 字 60-1、21 字 60-5 及び 21 字 61-2
高塚町	808-1
新田塚 2 丁目	6294-1 から 6295-3 まで
花堂東 1 丁目	3506-2 から 3506-28 まで
東下野町	50 字 16-1 から 20 まで
文京 7 丁目	205-2 から 205-9 まで
別所町	10 字 1-1、10 字 12-1、10 字 13-1 から 15-3 まで、10 字 22 から 24-2 まで、10 字 35、10 字 36、10 字 38 から 44-1 まで、10 字 45 から 48-1 まで、10 字 49 から 55 まで、 11 字 1-1、11 字 4-1、11 字 5-1、11 字 6-1、11 字 7、

北部第7土地 区画整理	11 字 10-3 から 12-1 まで、11 字 13-1 から 31 まで、11 字 32-2、11 字 33-2、11 字 37-1 から 38 まで、17 字 2-2 から 4-3 まで、17 字 16 及び 17 字 18-1
	20 街区 1 から 5 まで、21 街区、23 街区 1、23 街区 3 から 7-1 まで、23 街区 8-1、23 街区 8-2、23 街区 11、23 街区 12、23 街区 15、24 街区 1、24 街区 2、24 街区 12、26 街区 1 から 4 まで、78 街区 15 から 18 まで、81 街区 3 から 10 まで、82 街区 1、82 街区 5 から 8 まで、84 街区 1、84 街区 2、84 街区 5 から 8 まで、85 街区 7-1 から 8-3 まで、85 街区 8-5、85 街区 8-6、85 街区 8-8 から 10-3 まで及び 85 街区 14 から 19 まで
	若杉町
	34 字 41-5、34 字 41-7、34 字 52-3、65 字 8-1、65 字 8-3 及び 65 字 15
	和田中町
和田中 2 丁目	110 字 20
和田中 2 丁目	727 から 730 まで、801、802-1 から 802-3 まで、802-5、802-6 及び 805 から 809 まで
和田中 3 丁目	201 から 213 まで

(3) 流域関連公共下水道福井第1処理分区（分流）

町 名	地 番
上森田 1 丁目	302 から 320 まで及び 403 から 406-2 まで
上森田 3 丁目	1303-1 から 1315 まで、1320 から 1323 まで、1501、1507 から 1511 まで、1701 及び 1714
上森田 5 丁目	601
川合鷲塚町	14 字 28、14 字 29、14 字 61 から 66 まで、15 字 1-1 か

	ら 4 まで、18 字 97 から 100 まで、25 字 3-1、25 字 3-7 から 4-2 まで、25 字 9-1 から 11-1 まで、25 字 11-3、25 字 12-2 から 14-1 まで、25 字 15-2、25 字 16-2、25 字 16-3、25 字 17-2、25 字 17-4 から 18-2 まで、25 字 18-4 及び 25 字 19-1
下 森 田 町	6 字 3-1 及び 6 字 3-3 から 3-6 まで
森 田 北 東 部 土 地 区 画 整 理	189-2 街区 1、191-2 街区 6-1、191-2 街区 6-2、265 街区 1、265 街区 2-2、265 街区 3-2 から 9 まで、270 街区 1-1、270 街区 1-2、270 街区 5 から 17 まで及び 271 街区 10 から 12 まで

3 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

2 の (1) の区域 合流式

2 の (2) の区域 分流式

2 の (3) の区域 分流式

4 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

(1) 単独公共下水道日野川処理区

福井市黒丸町 3 字 1 番地

日野川浄化センター

(2) 流域関連公共下水道福井第 1 処理分区

坂井市三国町池見 2 字 2 7 番地

九頭竜川浄化センター

5 略図

別紙図面





第212回告示面積

(単位:ha)

	処理区名	排除方式	計画次	排水区域名	前回までの 告示面積	第214回 告示面積	告示面積 累 計		
単 独 公 共	境処理区	合流式	第1次	橋北排水区	460.86		460.86		
				橋南排水区	184.36		184.36		
				第1次計画区域計	645.22	0.00	645.22		
			第2次	加茂河原・小山谷排水区	49.62		49.62		
				第2次計画区域計	49.62	0.00	49.62		
			第3次	西部第1排水区	143.08		143.08		
				第3次計画区域計	143.08	0.00	143.08		
						境処理区合計	837.92	0.00	837.92
			日野川処理区	合流式	第2次	下北野排水区	28.55		28.55
	北部排水区	174.05					174.05		
	第2次計画区域計	202.60				0.00	202.60		
	第3次	町屋・大願寺排水区			58.63		58.63		
		北部排水区			46.16		46.16		
		東部第1排水区			118.24		118.24		
		東部第2排水区			104.71	0.40	105.11		
		第3次計画区域計			327.74	0.40	328.14		
	分流式	第4次			橋北第1排水区	646.51	2.27	648.78	
				橋北第2排水区	408.43	1.13	409.56		
				橋南第1排水区	432.96	4.54	437.50		
				橋南第2排水区	507.09	0.56	507.65		
				第4次計画区域計	1,994.99	8.50	2,003.49		
				日野川処理区合計	2,525.33	8.90	2,534.23		
				単独公共合計	3,363.25	8.90	3,372.15		
	流 域 関 連	流域		第4次	福井第1排水区	270.36	2.87	273.23	
					福井第2排水区	49.93		49.93	
					福井第3排水区	52.00		52.00	
						流域関連合計	372.29	2.87	375.16
特 環	鷹巣国見処理区			鷹巣国見地区	97.48		97.48		
	川西大安寺処理区			川西大安寺地区	0.00		0.00		
				特定環境保全合計	97.48	0.00	97.48		
単 独 公 共	清水東部処理区	分流式		清水東部	146.40		146.40		
				単独公共合計	146.40	0.00	146.40		
特 環	清水西部処理区	分流式		清水西	96.00		96.00		
	美山処理区	分流式		美山	30.88		30.88		
				特定環境保全合計	126.88	0.00	126.88		
福井市公共下水道計					4,106.30	11.77	4,118.07		